

# 令和5年度事業計画

一般財団法人 山口県手をつなぐ育成会

近年、障害者総合支援法・児童福祉法の改正や、障害者差別解消法の改正による事業者の合理的配慮提供の義務化などさまざまな法制度の見直しが進んでいます。

私たちも育成会の原点である『共生社会』の実現に向け、知的障害のある人が一人の人としての人権が尊重され、地域社会で安心して過ごせる当たり前の暮らしと幸せが実現するよう、次に掲げる事業活動を通して福祉の向上に努めます。

## 重点目標

### 1 育成会の活性化と組織強化

育成会活動を活性化するために、山口県知的障害児者生活サポート協会と連携して新規会員及び賛助会員の加入促進に努めるとともに、各種部会活動を活性化し組織体制を整理して、継続的発展が図られることを目的とします。また、育成会会員加入の魅力向上に努めます。

### 2 積極的な情報発信

育成会の事業内容や知的障害者福祉に関する情報が、末端の会員まで届き、様々な年齢層の会員を得ることが出来るよう、積極的に情報発信します。

そのため、インターネットを活用した情報提供と活用に向けた普及に努めます。

### 3 就労・自立・社会参加の促進

障害のある人が、地域で安全で安心して生活できるよう、相談支援、就労支援に努めるとともに、地域の方々の理解が得られるよう公的機関等との連携を深めながら、その普及・啓発に努めます。

### 4 行政・教育・関係団体との連携強化

国・県・市町、全国手をつなぐ育成会連合会、中・四国地区手をつなぐ育成会、山口県知的障害者福祉協会、山口県特別支援教育研究連盟等の関係機関、団体との連携強化に努めます。

## II 会議

理事会、評議員会及び単位会長会を適時開催し、適切な運営に努めます。

## III 事業

- 1 第48回手をつなぐ育成会福祉・教育振興山口県大会（周南ブロック）の開催
- 2 知的障害者福祉月間（9月）への参加
- 3 会員活動の推進
  - (1) 市町育成会（親の会・父母の会）の研修実施
  - (2) 広報啓発事業の実施
    - ・人権擁護の啓発
    - ・ホームページの運営・管理
    - ・全国手をつなぐ育成会連合会会誌「手をつなぐ」の購買普及
    - ・広報紙「山口手をつなぐ」の発刊（年1回）
  - (3) 乳幼児・学齢期部会の活動支援
  - (4) 地域福祉部会の活動支援
  - (5) 本人活動（きららの会）の育成支援
  - (6) ボランティア活動の推進
    - ・クリーン作戦事業の実施
  - (8) 母親（父親）フォーラムの開催
  - (9) 福利厚生事業の実施
  - (10) 県受託事業の実施
    - ▼ 山口県障害者いきいきサポート事業の実施
      - ・本人活動支援事業
    - ▼ 地域生活援助事業の実施
  - (11) 全国手をつなぐ育成会よりの災害支援義援金の協力
  - (12) 賛助会員の募集

## IV 要望活動の実施

国・県等に対して、各種の要望活動を積極的に行います。